

みどりのまちづくりセンター運営協議会設置要綱

制定 平成 18 年 10 月 31 日要綱第 3 号

改正 平成 24 年 3 月 23 日要綱第 2 号

改正 平成 27 年 4 月 14 日要綱第 7 号

改正 平成 27 年 5 月 12 日要綱第 8 号

改正 平成 28 年 3 月 24 日要綱第 1 号

(目的)

第 1 条 区民主体のまちづくり活動の推進を図るため、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社内に設置するみどりのまちづくりセンター（以下「センター」という。）が適切公正な運営や効果的な事業を行い、広く区民に利用され、練馬区内のまちづくり活動の促進に資するよう助言を行う組織として、みどりのまちづくりセンター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、つぎに掲げる事項について協議を行う。

- (1) センターの企画運営に関し、区民参画の観点から意見を述べること
- (2) センターの事業展開について、区民の多様で自主的な活動を促進する観点から意見を述べること
- (3) その他センター運営全般に関し、意見を述べること

(組織)

第 3 条 協議会は、理事長が委嘱または任命する以下の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2 名以内
 - (2) センター事業関係者 5 名以内
 - (3) 公募区民 2 名以内
 - (4) 練馬区関係部署職員 1 名
 - (5) 公社常務理事（まちづくり担当） 1 名
- 2 委員の任期は 2 年とし、就任する年度の 4 月 1 日から始まり翌年度の 3 月末日をもって終わるものとし、再任を妨げない。ただし、前項第 3 号に掲げる公募区民の中から委嘱された委員は、1 回に限り再任することができるものとする。
- 3 前項本文の任期の途中において、委員が欠けた場合に委嘱または任命された補充委員および新たに委嘱された委員の任期は、前任委員または現任委員の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 4 条 協議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、センターが行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、センター所長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、理事長決定の日（平成27年4月14日）から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、理事長決定の日（平成27年5月12日）から施行し、平成27年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。
- 2 平成27年3月31日に在任していた改正前の練馬まちづくりセンター運営協議会設置要綱第3条第1項第3号の規定に基づき公募区民の中から委嘱された委員については、改正後の練馬まちづくりセンター運営協議会設置要綱（以下「改正後の要綱」という。）第3条第1項第3号の規定に基づき公募区民の中から委嘱された委員とみなして改正後の第3条第2項ただし書の規定を適用する。この場合においては、当該委員の任期は、適用日の属する年度の翌年度の3月末日をもって終わるものとする。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。